１．　特定デジタルプラットフォームの事業の概要に関する事項

（１）特定デジタルプラットフォームの事業の概要

（２）特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値※３

①法第４条第１項の事業の規模を示す指標に係る数値として十分に合理的なもの

＜数値の取得方法に係る説明＞

②国内の商品等提供利用者の数

＜数値の取得方法に係る説明＞

◆③その他特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値

＜数値の取得方法に係る説明＞

＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

３．(1)「（２）特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値」において、法第４条第１項の指定を受けた年度の報告書の記載にあっては、指定を受けた月の末日時点の数値も併せて記載すること。

(2)「①法第４条第１項の事業の規模を示す指標に係る数値として十分に合理的なもの」においては、１億円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(3)「②国内の商品等提供利用者の数」

・アクティブな商品等提供利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下同じ。）の数（特定デジタルプラットフォームの事業の実態を踏まえて利用頻度が相当程度であると認めることができる商品等提供利用者の数をいう。）とそうでない者の数を区別することが可能な場合にあっては、それぞれの数を記載すること。

・前年度の末日時点の数値を記載すること。

・１千未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

３．(4)「③その他特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値」においては、売上額（商品等提供利用者が特定デジタルプラットフォーム提供者に支払う手数料等の総額をいう。）、取引数、国内の一般利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下同じ。）の数（前年度末日時点のものとする。）、国内のアクティブな一般利用者の数（特定デジタルプラットフォームの事業の実態を踏まえて利用頻度が相当程度であると認めることができる一般利用者の数をいい、前年度末日時点のものとする。）、取扱商品等数（前年度末日時点のものとする。）その他の特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値について、任意に記載すること。特定デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業が特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第４条第１項の事業の区分及び規模を定める政令（令和３年政令第17号）第１項の表第４号の中欄に規定する事業である場合は、国内の一般利用者の数（前年度末日時点のものとする。）を記載すること。